

京都市宝が池公園子どもの楽園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第99号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園子どもの楽園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(行為の許可の申請書の記載事項)

第1条 京都市宝が池公園子どもの楽園条例（以下「条例」という。）第4条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 宝が池公園子どもの楽園（条例第1条に規定する宝が池公園子どもの楽園をいう。以下同じ。）の復旧方法
- (3) その他指定管理者（条例第2条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行為の許可に関し必要と認める事項

第2条中「前条」を「条例第4条第1項又は第3項」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「京都市宝が池公園子どもの楽園」を「宝が池公園子どもの楽園」に改め、「及びその金額」を削り、同条第1号及び第2号中「全額」を削り、同条第3号中「を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める」を「の取消しを申し出た」に改め、「2分の1に相当する額」を削る。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定、第3条の改正規定（「京都市宝が池公園子どもの楽園」を「宝が池公園子どもの楽園」に改める部分に限る。）並びに第1号様式及び第2号様式を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市宝が池公園子どもの楽園条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る宝が池公園子どもの楽園（京都市宝が池公園子どもの楽園条例第1条に規定する宝が池公園子どもの楽園をいう。以下同じ。）の利用に係る料金の還付について適用し、同日前の申請に係る宝が池公園子どもの楽園の利用に係る料金の還付については、なお従前の例による。

(建設局みどり政策推進室)